

平成28年（う）第43号 殺人被告事件

平成28年6月2日 仙台高等裁判所第1刑事部判決

主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中60日を原判決の刑に算入する。

理 由

- 1 本件控訴の趣意は、弁護士山本鉄也作成の控訴趣意書に記載されたとおりである（なお、弁護士は、当審第1回公判期日において、事実誤認及び法令適用の誤りの控訴趣意は正当防衛を主張するものではなく、過剰防衛の主張に尽きる旨釈明した。）から、これを引用する。論旨は、事実誤認、法令適用の誤り及び量刑不当の主張である。
- 2 事実誤認及び法令適用の誤りの主張について
 - (1) 論旨は、要するに、原判決は、罪となるべき事実として、被告人が、平成27年7月14日、以前から折り合いが悪く、口論になることなどがあった実兄のA（当時70歳）から、杉の木の切り方について文句を言われたのを取り合わずにいたところ、その場に置いてあったエンジンのかかっていないチェーンソーをAが持ちながら「ぶっ殺すぞ」などと言ってきたため、チェーンソーを取り上げて地面に置いたが、Aを見ると木の棒を両手で持っていたことから逆上してとっさに殺意を抱き、同日午後5時頃、青森県東津軽郡a町の林内で、Aの頭部、頸部、

顔面及び背部を鉞（刃体の長さ約20センチメートル，重量約535グラム）で多数回切り付けるなどし，左側頭部割創及び右側頸部の創による出血で死亡させて殺害したと認定したが，被告人の行為はAによる急迫不正の侵害行為から自己の生命身体を防衛する意思で行われたものであって，防衛行為としての相当性を欠くとしても過剰防衛が成立する，したがって，過剰防衛を認定せず刑法36条2項を適用しなかった原判決には，判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があり，ひいては法令適用の誤りがある，というのである。

(2)ア　そこで検討すると，関係証拠を総合すれば，原判示罪となるべき事実は，過剰防衛を認定しなかった点を含め，優に認められる。

イ　また，原判決は，争点に対する判断の項において，論旨と概ね同旨（正当防衛の主張を含む。）の原審弁護人（当審弁護人でもある。）の主張に対し，次のように判断過程を説示している。

ウ(ア)　Aは，前記のとおりチェーンソーを持ったり木の棒を持ったりした（以下「加害行為」という。）が，Aがこれまで被告人と口論となっても暴力を振るったことはなく，本件直前のやり取りが以前と大きく異なるものではなかったこと，Aは日頃から口が悪く，「ぶっ殺すぞ」などという言葉も文字どおりの殺意を表したものとはいえないこと，

チェーンソーはエンジンがかかっておらず，Aはエンジンをかけようともしておらず，現実に凶器として使用するつもりであったとは考えられないこと，70歳と高齢で腰が痛いなどということもあったというAが重量約5.3キログラムのチェーンソーを振り回して鈍器として攻撃するなどとも考えられないこと，実際にもAはチェーンソーを被告人に奪われても取り返そうとはしていないこと，木の棒はそれ自体それほど殺傷力の高いものとはいえない上，被告人がチェーンソーを左後方の地面に置いているときや，鉋で切りかかっているときでさえ，Aは木の棒で攻撃をしていないことなどからすれば，Aの被告人に対する加害行為は，その意図からすれば，脅迫程度にとどまり，現実に被告人の生命身体に危険を及ぼすようなものではなかった。

(イ) 一方，被告人のAに対する反撃行為は，鉋を上から下に振り下ろすなど，相当な力を加えて頭部や頸部を中心に少なくとも14回も執拗に繰り返されたもので，危険性が極めて高く，実際にAをその場で絶命させるものであったから，客観的にみてAによる加害行為に比べて著しく過剰なものであった。

(ウ) そして，被告人とAの直前のやりとりがAに被告人への殺意を抱かせるようなものではなく，Aはチェーンソーや木の棒で攻撃をしてきていないことは被告人も認識してい

たこと、被告人が躊躇なくAに向かって行ってチェーンソーの刃をつかむなどして取り上げた上、Aから目を離して左後方の地面に置き、木の棒を持っているAに自ら近づいて鉋で切り付けていること、Aの背中や後頭部に残された複数の傷跡や、信用できる医師Bの証言からは、被告人がAの背後からも鉋で複数回切り付けたと推認できること、Aが倒れて動かなくなっても執拗に攻撃を続けていること、被告人がAと不仲であって直前にもAから文句を言われたこと、犯行後Aを一切助けようとせずに持ち帰ったチェーンソーを犯行現場に戻し、警察等に報告するなどしていたことなどを併せ考えると、被告人はAの言動によりこれまでの不満を爆発させて逆上し、興奮状態ではあったとしてもその意思は保ち、反撃行為が著しく過剰であることも認識しながら、Aが絶命するまで意図的に危害を加え続けたといえる。

(エ) したがって、被告人は、意図的にAの加害行為に比べて著しく過剰な反撃行為に出たものと認められ、かかる行為は専ら攻撃の意思に基づくもので防衛の意思を欠き、防衛行為とはいえないから、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

エ これらの判断過程も相当として是認できる。

(3) 以下、所論に鑑み付言する。

ア まず、所論は、主に次のような理由から、原判決がAの加

害行為は脅迫程度にとどまり、現実に被告人の生命身体に危険を及ぼすようなものではなかったとしたのは誤りであると主張する。すなわち、①チェーンソーのエンジンは既に暖まっていますすぐにかかる状態であり、被告人が素早く奪い取ったためAがエンジンをかけられなかったに過ぎない、②エンジンのかかっていないチェーンソーを振り回さなくとも、一度振り下ろして打撃するだけでも怪我をすることは間違いない、③Aは木の棒で被告人に殴りかかろうとしていたが、被告人が一瞬早く反応したため攻撃できなかったに過ぎない、というのである。しかし、これらの主張はいずれも採用できない。

①については、本件チェーンソーは、前記のとおり重量約5.3キログラムで、その機構上エンジンの始動時には安定した地面に置いてしっかり押さえ、右手でスタータノブを握ってロープを引かなければならないから、エンジンが暖まっていたとしても持ち上げた状態で始動するのは非常に困難であり、前記のと通りのAの年齢及び健康状態や、被告人自身もAはチェーンソーのエンジンをかける動作はしていなかったと供述していることからすれば、Aがエンジンをかけようとしていたことを窺わせる事情はなく、被告人がチェーンソーを取り上げたために、Aがエンジンをかけられなかったという主張には根拠がない。

②については、チェーンソーが動いていなかったことに加え、前記のとおりチェーンソーの重量、Aの年齢及び健康状態からすれば、チェーンソーの刃に鋭利な部分があることを考慮しても、一度振り下ろせば怪我をすることが間違いないとまではいえない。したがって、Aがエンジンのかかっていないチェーンソーを持っていたという行為自体が現実には被告人の生命身体に危険を及ぼすようなものであったとはいえない。

③については、そもそも、被告人自身もAが木の棒で殴りかかろうとしていたとは述べておらず、前記のとおり、Aがチェーンソーで被告人を攻撃しようとしていなかったことにも照らせば、Aが木の棒で被告人に殴りかかろうとしていたという事実自体に根拠がなく、所論の主張は憶測に基づくものというほかない。

その余の所論を踏まえて検討しても、Aの加害行為が現実には被告人の生命身体に危険を及ぼすようなものではなかったとした原判決の評価に誤りはない。

イ 次に、所論は、主に次のような理由から、原判決が被告人の反撃行為は専ら攻撃の意思に基づくもので防衛の意思を欠くとしたのは誤りであると主張する。すなわち、①チェーンソーの刃をつかむなどして取り上げて地面に置き、木の棒を持っているAに自ら近づいて鉋で切り付けたなどという被告

人の客観的な行動は、Aが被告人の生命身体に深刻な危害を加えようとしていないと認識していたことの裏付けとはならない、②被告人は無我夢中で反撃していたため、途中で我に返ることができなかつたとしても不自然ではない、③従前不仲であったなどという被告人とAとの関係につき、Aが被告人を殺害する動機にならないとしながら、被告人がAを殺害する動機があるとするのは不当である、というのである。しかし、これらの主張はいずれも採用できない。

①については、被告人の客観的行動は、Aが被告人の生命身体に深刻な危害を加えようとしていることへの警戒感を窺わせるものではなく、むしろ、そのような危険はないことを前提に行動していたとみるほかないものであるから、原判決が説示するとおり、Aが被告人の生命身体に深刻な危害を加えようとしていないのを被告人が十分認識していたということに裏付けるものというべきである。

②については、被告人はAを少なくとも14回鉦で切り付けていて、これには相当の時間と体力が必要である上、出血を見るなどして我に返る契機があったことは原判決が説示するとおりである。加えて、被告人自身、反撃行為の途中でAが倒れた様子や、その後も鉦で攻撃を続けた様子を詳細に供述しており、反撃行為が過剰であることを認識できないほど無我夢中であったなどとは到底いえない。

③については、被告人とAの従前の関係は、双方にとって直ちに相手を殺害する動機となるものではないとしても、その後Aからの加害行為があり、被告人自身、Aが木の棒を持っていたのを見て、「カーッといっちゃった」などと述べていることも併せ考えれば、Aが木の棒を持っているのを見て逆上し、これまでの不満を爆発させたとする原判決の認定は十分に合理的であり、その認定を支える事情の一つとして被告人とAが従前不仲であったことを挙げた原判決に特段不当な点はない。

その他、所論が被告人に防衛の意思があったとして縷々主張する諸点は、被告人が専らAの正面から攻撃したとしてもBの証言と矛盾するわけではないなどという点を含め、証拠に照らして採り得ない主張か、原判決が適切な説示の下に排斥した主張、あるいは独自の見解に基づく主張に過ぎず、いずれも採用できない。所論を踏まえて検討しても、被告人に防衛の意思があったとはいえない。

- (4) 以上によれば、原判決が、Aの加害行為は脅迫程度にとどまり、現実に被告人の生命身体に危険を及ぼすようなものではなかったとした上で、被告人は意図的にAからの加害行為に比べて著しく過剰な行為に出たものと認め、専ら攻撃の意思に基づくものであって防衛の意思を欠くとした認定判断に論理則、経験則違反はなく、所論のこのような事実誤認も法令適用の誤り

もない。

論旨は理由がない。

3 量刑不当の主張について

論旨は、要するに、被告人を懲役12年に処した原判決の量刑は重過ぎて不当である、というのである。

そこで検討すると、本件は前記2(1)に記載したとおりの殺人の事案であるところ、殺害行為の態様が特に危険性が高いものであること、被害者Aがチェーンソーや木の棒を持つなどしたという経緯はあるものの、その一因は被害者の文句を取り合おうとしなかった被告人の対応にもある上、被告人が意図的に被害者からの加害行為に比べて著しく過剰な反撃行為に出たことを考慮すると被告人への非難を大きく低減させるものではないことは、原判決が説示するとおりであり、被告人の刑事責任は相当重い。原判決が、本件を同種事案の量刑分布の中で中間から若干重い程度とした検察官の位置付けは被告人の責任非難を過小評価したものであるとし、それよりもやや重いところに刑事責任の枠を定めるのが相当とした点も是認できる。

所論は、被告人に被害者の文句を取り合う義務はないから、この点を被告人に不利に斟酌すべきでないと主張するが、被告人の態度によって被害者が不満を強めたことは明らかであるから、その結果行われた加害行為に対し意図的に過剰な反撃行為を行ったという本件において、被害者の加害行為が事件の端緒となったこ

とは被告人への非難を大きく低減させるものでないとした原判決の評価に誤りはなく、このことは文句を取り合う義務の有無とは関係がない。

そうすると、被告人に再犯のおそれがあるとはいえ、被害者の遺族でもある被告人の親族の多くも厳罰を望んでいないが、被告人自身には反省している様子が見受けられないことなど、原判決が説示するところの一般情状を考慮した上で、前記の枠内で被告人を懲役12年に処した原判決の量刑は相当であって、これが重過ぎて不当であるとはいえない。

所論は、被害者の方が被告人の生命身体に危害を加えようとしたのであるから、被害者に対して申し訳ないという言葉が出なくともおかしくはないと主張するが、その前提が誤っていることは前記のとおりである。また、所論は、被告人には自首が成立することも主張するが、被告人の警察への通報内容は、「兄貴が押しかけてきて、チェーンソーを振り回して、大変なことになっている。兄弟ゲンカをした」というものであった上、被告人は原審段階まで正当防衛が成立して無罪であるとの主張もしていたのであるから、被告人の通報が自らの違法、有責な犯罪事実を申告し、自己の処分を求める趣旨のものとは認め難く、自首が成立する余地はない。その他、所論が縷々主張指摘する諸点を踏まえて検討しても、前記の結論は変わらない。

論旨は理由がない。

4 よって、刑訴法 396 条，刑法 21 条をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

平成 28 年 6 月 2 日

仙台高等裁判所第 1 刑事部

裁判長裁判官 嶋 原 文 雄

裁判官 行 方 美 和

裁判官 根 崎 修 一